

緑の公共事業実施要領

〔平成14年10月25日〕
〔4林第911号〕

最終改正〔令和4年3月31日〕
〔4農村第549号〕

(趣旨)

第1

緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号。以下「要綱」という。）により補助を受けて、いのちと環境の森づくり事業、京都モデルフォレスト推進事業、京都・文化の森づくり事業、環境にやさしいウッドマイレージ認証木材推進事業、京都の木のネットワーク活動支援事業、京の木の香り整備事業（以下「事業」という。）を実施しようとするものは、要綱及びこの要領の定めるところにより事業を実施するものとする。

(事業の区分)

第2

事業の区分及び工種の区分は次のとおりとする。

事業区分	左の事業の工種区分
いのちと環境の森づくり事業 (森林適正整備推進事業)	①間伐 ②間伐材等搬出 ③林道等改修
いのちと環境の森づくり事業 (放置竹林拡大防止等事業)	①整理伐 ②刈払い ③竹材搬出 ④作業歩道開設 ⑤天然林整理伐
京都モデルフォレスト推進事業 (森林・山村多面的機能発揮対策事業)	
京都・文化の森づくり事業 (文化を支える悠久の森づくり事業)	
京都・文化の森づくり事業 (京の景観保全林整備事業)	
環境にやさしいウッドマイレージ認証木材推進 事業(府内産木材出荷倍増事業)	
京都の木のネットワーク活動支援事業	
府内産木材利用拡大事業	①府内産木材利用企業育成事業 ②経営支援事業
京の木の香り整備事業	

(事業実施主体、事業内容及び採択基準等)

第3

事業実施主体、事業内容、採択基準は別表1に定めるところとする。

(補助金の算出)

第4

補助金の額は、別表2の方法により算出するものとする。

(事業実施計画)

第5

- 1 緑の公共事業を実施しようとする者（ただし、要綱に定める補助事業者を除く。）は、事業を実施する前年度の3月15日までに、翌年度の計画事業量を把握し、施行地の所在する市町村長に対して年度別事業実施計画調書（別記第1号様式）を提出するものとする。
- 2 要綱に定める補助事業者は、前号の年度別事業実施計画調書の内容を踏まえ、事業実施年度の4月15日までに年度別事業実施計画書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認)

第6

知事は、第5により提出のあった事業実施計画が次の要件を満たしているとき、

予算の範囲内で承認するものとする。

- (1) 地域森林計画等に即した内容であること。
- (2) 事業内容、採択要件等が別表に掲げるものに適合するものであること。
- (3) 地域の実態に即し、技術的及び資金的にみて実行可能なものであること。
- (4) 事業実施主体の意向が十分に反映されたものであること。

(事業実施計画の変更等)

第7

市町村長等は、経済事情の変動等により当該事業実施計画を変更する必要がある場合、事業実施計画を変更することとし、その手続きに当たっては第5及び第6の規定を準用するものとする。

(事業の着手)

第8

事業の着手は、補助金の交付決定日以降とする。

(早期着工届)

第9

補助金の交付決定日以前に事業の着手を行おうとする場合は、工事着手日の1週間前までに知事に早期着工届（別記第3号様式）を提出するものとする。

(検査)

第10

市町村長等は補助事業が完了したときは、すみやかに検査を行うものとする。

(事業の推進)

第11

市町村長及び事業実施主体は、この事業の円滑かつ適正な推進を図るため、事業推進体制を整備するとともに、関係団体や府等との密接な連携の下で、事業の推進に関して必要な普及、啓発、助言、指導に当たるものとする。

(書類の提出)

第12

この要領により知事に提出する書類は、特に定めるもののほかは正本1部とし、事業実施地域を所轄する広域振興局長（京都市、長岡京市、向日市、及び大山崎町にあっては京都林務事務所長）に提出するものとする。

ただし、実施地域が2以上の広域振興局の所管区域にわたるもの及び京都の木のネットワーク活動支援事業については、農林水産部長あて提出するものとする。

(事業実施における留意事項)

第13

1 事業実施主体は、ハローワーク等に広く求職情報を提供し、新規雇用者の確保に努めるよう請負業者等を指導するものとする。

2 一の事業実施主体が同一年度において第2に規定する緑の公共事業を2事業以上実施する場合、同一の雇用者が重複して雇用されないよう請負業者等を指導するものとする。

(補助金の概算払)

第14

知事は、事業施行上必要と認めるときは、当該年度の補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を請求しようとする者は、請求書に別記第4号様式による概算払内訳書を添付して請求するものとする。

(その他)

第15

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成14年度分の補助金から適用する。
- 2 平成14年度事業にあっては、要領第8の年度別事業実施計画書については、知事が別途定める日までに提出するものとする。

附 則（平成15年5月30日付け5林第471号農林水産部長通知）

- 1 この要領は、平成15年度分の補助金から適用する。
 - 2 次の要領は、廃止する。
 - (1) 有害鳥獣駆除関係実施要領（昭和47年7月11日付け4林政第509号農林部長通知）
 - (2) 有害鳥獣防除施設設置事業実施要領（平成6年3月22日付け6森第199号農林水産部長通知）
- 附 則（平成16年6月25日付け6林第366号農林水産部長通知）

この要領は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成17年7月8日付け7林第276号農林水産部長通知）

この要領は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年6月13日付け8林第247号農林水産部長通知）

この要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成19年8月14日付け9林第433号農林水産部長通知）

この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年7月31日付け1林第346号農林水産部長通知）

この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年6月17日付け2森第404号農林水産部長通知）

この要領は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年10月19日付け2森第584号農林水産部長通知）

この要領は、平成22年10月19日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年12月24日付け2森第717号農林水産部長通知）

この要領は、平成22年12月24日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年6月24日付け3森第473号農林水産部長通知）

この要領は、平成23年6月24日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年9月20日付け3林第438号農林水産部長通知）

この要領は、平成23年9月20日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年2月21日付け4森第129号農林水産部長通知）

この要領は、平成24年2月21日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年6月29日付け4森第443号農林水産部長通知）

この要領は、平成24年6月29日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年10月1日付け5森第596号農林水産部長通知）

1 この要領は、平成25年10月1日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成26年12月24日付け6森第525-1号農林水産部長通知）

1 この要領は、平成26年12月24日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年6月30日付け7森第468号農林水産部長通知）

1 この要領は、平成27年6月30日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年4月22日8林第239号農林水産部長通知）

1 この要領は、平成28年4月22日から施行し、改正後の緑の公共事業補助金交付要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年7月25日付け8森第468号農林水産部長通知）

この要領は、平成28年7月25日から施行する。

附 則（平成30年3月16日付け30農村第120号農林水産部長通知）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日付け4農村第549号農林水産部長通知）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、改正後の緑の公共事業実施要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業実施主体、事業内容及び採択基準

1 いのちと環境の森づくり事業（森林適正整備推進事業）

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採 択 基 準
間伐	京都府内の地域森林計画対象森林	市町村、森林組合、森林所有者	林木の健全な成長を促進することを目的に実施する間伐及び間伐材等の搬出	(1) スギ、ヒノキ等の人工林を対象とする。 (2) 1 施行地の面積は0.1ha以上とする。 (3) 人工林の対象齢級は、Ⅷ齢級からⅪ齢級、及びⅧ齢級からⅪ齢級の間伐と一体となって実施するⅥ・Ⅶ齢級とする。 (4) 間伐率は20%以上とする。 (5) 林内に残置する伐採木については、適切な滑落防止対策を施すものとし、必要に応じて枝払・玉切・片付を実施するものとする。
間伐材等搬出	森林適正整備推進事業で間伐した間伐材及び災害を誘発する危険性のある間伐材等			(1) 市場等まで搬出させること。 (2) 森林適正整備推進事業で間伐した間伐材であること。 (3) (2)以外の場合においては、当該間伐事業地と隣接若しくは林道等により一体的につながっている林分において、災害を誘発する危険性のある間伐材等であること。
林道等改修	京都府内の地域森林計画対象森林	市町村、森林組合	森林整備と一体的に実施される林道等の改修	(1) 林道又は、事業実施後に林道へ編入される基幹的な作業道であること。 (2) いのちと環境の森づくり事業の森林整備と一体的に実施すること。 (3) 流木、危険木除去等を一体的に実施すること。 (4) 1 路線当たりの全体計画事業費が900万円未満であること。

2 いのちと環境の森づくり事業（放置竹林拡大防止等事業）

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採 択 基 準
整理伐	京都府内の地域森林計画対象森林	市町村、森林組合、森林所	森林の健全な育成を目的とする森林に侵入した竹の伐採	(1) 竹等が侵入し樹木の健全な育成を阻害されている樹林地とする。

		有者		(2) 1 施行地の面積は0.1ha以上とする。
刈払い			整理伐後に発生したタケノコ及びササ類の刈払い	(1) 整理伐後3年以内の森林とする。 (2) 1 施行地の面積は0.1ha以上とする。
竹材搬出			整理伐により伐採した竹の搬出	(1) 本事業の整理伐の実施と同時に行う竹の搬出とする。 (2) 資材等として利用する竹の搬出に限る。
作業歩道開設			整理伐、刈払い、竹の搬出等に利用する歩道の開設	(1) 歩道幅員は0.7m以上1.8m以下とする。 (2) 歩道の起点は既存の歩道及び土場等に接するものとする。
天然林整理伐			天然林の更新を目的とする伐採整理及び防護柵等の整備	(1) 18 齢級以下の天然林を対象とする。 (2) 1 施行地の面積は0.1ha以上かつ1ha未満とする。 (3) 標準伐期以上の主林木について、本数率で70%以上主伐することとする。 (4) 伐採木の搬出は、1ha当たり10m ³ 以上行うこととする。 (5) 事業完了後、当該林分の更新状況等について、調査、報告することとし、天然力による更新困難であると判断される場合は、植栽等により適切な更新を図ることとする。 (6) 防護柵等の整備は、天然林整理伐と一体的に行うものであることとする。

3 京都モデルフォレスト推進事業（森林・山村多面的機能発揮対策事業）

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内	市町村	活動組織に対して行う説明会の開催や活動に対する指導・助言等	活動組織が森林の有する多面的な機能を発揮させるための森林保全活動や山村地域の活性化の取組を支援する市町村とする。

4 京都・文化の森づくり事業（文化を支える悠久の森づくり事業）

--	--	--	--	--

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内の地域森林計画対象森林	森林所有者	文化財等の修復の用に供するための森林の管理等	(1) 文化財等の修復の用に供するための森林として京都府において指定登録された森林とする。 (2) 当該森林所有者と京都府の間で向こう20年間の管理協定を締結するものとする。

5 京都・文化の森づくり事業（京の景観保全林整備事業）

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内の地域森林計画対象森林	地域住民等で組織する団体	文化財等周辺における森林等の軽易な保全、散策道の維持補修等	(1) 組織の規約を有し過去3ヶ年間に活動実績があること。 (2) 次年度以降も継続して活動を行う予定の団体とする。

6 環境にやさしいウッドマイレージ認証木材推進事業（府内産木材出荷倍増事業）

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内	2以上の森林組合又は2以上の素材生産業者が組織する団体並びに森林組合及び素材生産業者が組織する団体	間伐材等を大量かつ安定的に利用する加工施設への間伐材等の供給	(1) ウッドマイレージCO ₂ 認証制度による認証を受けているか、または受ける予定の間伐材等を補助対象とする。 (2) 別に定める「間伐材等に関する出荷倍増計画」に基づき、間伐材等を供給するものであること。 (3) 加工施設と間伐材等の供給に関する協定等を締結すること。 (4) いのちと環境の森づくり事業で出材又は運搬に係る経費の助成を受けた間伐材等は補助対象としない。

7 京都の木のネットワーク活動支援事業

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内	府内産木材の生産者、流通	府内産木材を利用拡大するために必要な、生産、加工、流通、	府内産木材の利用拡大を目的に府域全体を活動範囲とする団体の活動事務経費を補助対象とする。

		業者、消費者等で組織する団体	消費者の交流及び会議開催等	
--	--	----------------	---------------	--

8 府内産木材利用拡大事業

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内	府内産木材を利用する新規用途開発等を行う事業体	府内産木材の需要拡大のために行う建築展、建材展等への出展等や府内産木材製品の販路拡大や府内産木製品の品質の向上	府内産木材の需要拡大につながる活動とする。

9 京の木の香り整備事業（京の木の香る街づくり整備事業）

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内	市町村及び自治会、町内会その他地域に根ざした活動を行っている団体	京都府産認証木材を使用した木製品や木製工作物の設置等	(1) 規則等を有し、会計処理が適正に行われていること。 (2) 国及び府の他の補助対象となっているものは、補助対象としない。

10 京の木の香り整備事業（京の木の香る学習環境整備事業）

工種区分	実施地域等	事業実施主体	事業内容	採択基準
	京都府内	市町村、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人及び個人。ただし、個人にあつては、幼稚園を設置し	京都府産認証木材を使用した机、椅子、書架などの教室用製品及び教育施設及び助産施設を除く児童福祉施設の内装整備	(1) 京都市立の施設及び京都市内の児童福祉施設は、補助対象としない。 (2) 国及び府の他の補助対象となっているものは、補助対象としない。

/		ている者に限る。	
---	--	----------	--

別表2 補助金の算出

事業名	補助金の算出
いのちと環境の森づくり事業 (森林適正整備推進事業)	標準経費＝標準単価×諸掛费率×面積(ha) 補助金額＝標準経費×補助率
いのちと環境の森づくり事業 (放置竹林拡大防止等事業)	
京都モデルフォレスト推進事業 (森林・山村多面的機能発揮対策事業)	補助金額＝事業費(定額)
京都・文化の森づくり事業 (文化を支える悠久の森づくり事業)	補助金額＝管理協定を締結した森林1ヘクタールにつき20万円以内
京都・文化の森づくり事業 (京の景観保全林整備事業)	補助金額＝事業費×補助率
環境にやさしいウッドマイレージ認証木材推進事業(府内産木材出荷倍増事業)	補助金額＝出府内産間伐材等について、その供給量が前年度の供給量を上回った場合の当該上回った供給量1立方メートルにつき500円以内
京都の木のネットワーク活動支援事業	補助金額＝事業費×補助率
府内産木材利用拡大事業(府内産木材利用企業育成事業)	補助金＝事業費(定額。ただし、1事業当たり100万円以内かつ総経費の2分の1以内)
府内産木材利用拡大事業(経営支援事業)	補助金＝事業費(定額)
京の木の香り整備事業(京の木の香る街づくり整備事業)	補助金額＝事業費×補助率 ただし、1団体当たりの補助金の上限は100万円以内

京の木の香り整備事業（京の木の香る学習環境整備事業）	補助金額＝事業費×補助率
----------------------------	--------------

- 【注】
- 1 いのちと環境の森づくり事業の標準単価及び諸掛費率、並びにウッドマイレージ認証木材推進事業の標準単価は、知事が別に定める。
 - 2 標準経費及び補助金額の算出に当たって、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第 1 号様式

番 号
年 月 日

市町村長 様

事業主体の長

年度緑の公共事業事業実施計画調書の提出について

緑の公共事業実施要領第 5 の 1 に基づき、別紙のとおり提出します。

第2号様式

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村長または事業実施主体の長

緑の公共事業年度別事業実施計画書の提出について

緑の公共事業実施要領第5の2に基づき、別紙のとおり提出します。

京都府知事 様

市町村長または事業実施主体の長

年度緑の公共事業早期着工届

下記の事業について、別記条件を承諾の上早期に着工したいので、緑の公共事業実施要領第9に基づき届け出ます。

記

1 事業名

2 事業主体

3 実施箇所

4 実施内容

(1) 事業量

(2) 事業費

5 着工予定年月日

年 月 日

6 完了予定年月日

年 月 日

7 早期の着工が必要な理由

別記条件

- 1 本事業については、着工から補助金交付指令を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- 2 補助金交付指令を受けるまでの間において天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 3 補助金交付指令を受けた補助金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

第4号様式

年度緑の公共事業概算払請求内訳書

1 補助金交付決定通知年月日及び番号

年 月 日付け 第 号

2 内訳

事業名	総事業費	補助金交付 決定額(A)	請求の内訳						事業完了予 定年月日
			既受領額(B)		今回請求額(C)		残高(A) - (B) - (C)		
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高	
	円	円	円	%	円	%	円	%	